

議 長 日程第5「議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例を別紙のとおり制定する。令和元年12月3日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。本町に存在する豊かな自然に由来する再生可能エネルギーの利用等を促進し、地域の持続的発展に資するため、提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、議案に基づきまして細部説明のほうをさせていただきたいと思っております。1枚おめくりください。前文と第1条は朗読させていただきたいと思っております。

松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例。私たちの町、松田町は、世界遺産である富士山を望み、丹沢山系を源にする酒匂川、中津川など、清流と豊かな緑に恵まれた土地にあり、総面積の多くを森林が占めています。自然から恵みを受けて生きている私たちにとって、その山や川などの豊かな自然環境は、先人が守り育ててきた地域固有の財産であり、後世に引き継いでいくものです。化石燃料に極端に依存した現代社会は、地球温暖化を初めとしたさまざまな問題を深刻化させ、脱化石燃料化が急がれています。未来に向けて、私たちは危機感を持ち、気候変動を緩和するためにも再生可能エネルギーへの転換を進めていかなければなりません。私たちは、地域の持続的発展に資する再生可能エネルギーの利用等を促進することにより、豊かな自然を未来に引き継ぎ、地域住民の生命及び財産を守り、安全・安心な環境を育むまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

第1条、目的でございます。この条例は、松田町自治基本条例の理念のもとに、地域の持続的発展に資する再生可能エネルギーの利用等を促進することを目的とするというふうに目的のほうは位置づけているところでございます。

第2条は定義でございます。先ほども申しましたとおり、こちらの第2号です。再生可能エネルギーの利用等ということですので、再生可能エネルギー

一の利用並びにエネルギーの使用の節約及び効率化を図ることというこの位置づけを新たにさせていただいているところでございます。

続きまして、第3条、基本理念でございます。第3条の前段を読まさせていただきます。再生可能エネルギーの資源は、地域と一体不可分のものとして存するものであり、古来より地域で生活する者は、その恩恵を享受し、これを地域の財産として維持し、生活の基盤としてきた。したがって、町民は、持続可能な方法により地域に由来する再生可能エネルギーを享受する権利（以下「地域エネルギー享受権」）を有するというところで、この条例独自のですね、町民の方に対する再生可能エネルギーのですね、権利というのを3条の第1項で位置づけているところでございます。また、第2項ではですね、町、町民、事業者は、再生可能エネルギーの利用に際し、相互に連携するよう努めるものとするということで、連携に対する努力規定を設けているところでございます。

続きまして、第4条、町の責務でございます。町は、地域エネルギー享受権を踏まえ、地域における再生可能エネルギーの利用の方針を示し、再生可能エネルギーの利用を促進するため、必要な措置を講じるというような条項を定めております。

続きまして、第5条及び第6条でございます。それぞれ町民の役割、事業者の役割を定めており、それぞれ主体的な…町民にあつてはですね、主体的な再生可能エネルギーの利用及び事業者についてはですね、再生可能エネルギーの利用等の促進にいわゆる努めるものというふうなことの努力目標を定めているところでございます。

第7条につきましては、学習の提供及び知識の普及啓発ということでございまして、再生可能エネルギーの利用等に関する学習の提供及び知識の普及活動に町は努めるものとする旨の条文を位置づけているところでございます。

第8条につきましては、再生可能エネルギーの利用等の促進に関するですね、さまざまな事項の協議を行うための機関として協議会を組織することができる旨の規定を定めております。

第9条につきましては、規則に定めるいわゆる地域に貢献すると認められる事業についてはですね、地域主導型再生可能エネルギー事業としてまず認定を

することができるというふうな条項でございまして、それぞれ、10条については、その認定の申請に関する手続が位置づけられているところでございます。

第11条につきましては、地域主導型の事業に対する支援でございます。支援につきましては、これが認められたことによりまして、町が現在持っています普通財産の無償貸付、時価よりも安い価格で貸し付けることができますね、この認定事業については適用が可能である旨の条項を定めているところでございます。

第12条以下はですね、いわゆる再生可能エネルギーがですね、生活環境に相当な影響を及ぼすおそれがある事業についての手続に関する規定を設けているところでございます。まず、13条についてはですね、規則で定める説明会、14条では報告及び資料の提出、第15条では立ち入り調査をそれぞれ行わなければならない旨の規定を定めております。なお、16条につきましては、再生可能エネルギーの事業に関してですね、生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる事業についてはですね、町長に対する措置勧告権を認めているところでございます。この17条につきましては、措置勧告権に従わなかった場合についての公表の規定を定めているところでございます。

非常に難解なですね、言葉が並んでいて、非常にわかりづらいところも一部あるかと思えます。大きく分けてこの条例の骨子は4つでございます。まず1つはですね、地域における再生可能エネルギーの意義や関係などをまず政策として明記するというところでございます。もう一つは、地域の貢献や、事業者と住民をですね、合意形成を促すようなですね、ことができるまず協議会そのものを設置するというのが第2点目の目的でございます。第3番目といたしましては、住民主導型によるですね、再生エネルギー事業の認定、それに対する公的支援を位置づけてございます。最後に、生活環境に重大な影響を及ぼす再生可能エネルギーに対するですね、住民への合意形成に向けた手続を条例に定めるということで、大きくこの4つがですね、条例の骨子というふうなことになるところでございます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。（「附則」の声あり）

申しわけございません、失礼しました。なお、附則でございます。施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行するというふうな内容になっ

ているところでございます。申しわけございません。以上、よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。
10番 齋 藤 まず初めにですね、再生可能エネルギーの利用というのは大変いいことだと思います。これに入るに当たりまして、まずこの条例をやろうと思った行政需要の依頼とか、その辺はどのようなところから得たものなんですか。

環境上下水道課長 この条例のいわゆる制定のきっかけにつきましては、特に需要があったからということではございませんで、昨年の7月に行われました全協でも御説明いたしましたとおり、この条例に関するですね、松田町再生可能エネルギーの普及促進検討会というのがございまして、学識経験者、あるいは公募による住民の方、あるいは私も行政職員として参画いたしました中でですね、こういった地球温暖化の防止等、あるいは条例の前文にございますようなですね、課題に対応するための条例が必要であろうというふうなことでですね、昨年来より検討を重ねてきた結果ですね、このたびの上程に至ったというところでございます。以上です。

10番 齋 藤 昨年の7月からということ、1年ちょっと過ぎているのかなと思いますけど、この条例を制定するに当たってですね、いろんなことが協議されたと思うんですけども、町民福祉の向上というような観点からは、どのようなものが上がっていられたのか、わかるようでしたらお願いします。

環境上下水道課長 まずですね、大きく話が出ましたのは、やはり外部の方もいらっしゃった中で、相当やはり松田町は自然環境に恵まれた町であるよねというふうな話が出ていたところでございます。これをですね、いわゆる環境の、森林環境も含めたですね、環境の保全、あるいは、その地域の経済の活性化、そういったものにつなげていくにはどうしたらいいのかなというふうなところから、ある意味フリートーキング的なところからですね、話が始まっていった中でですね、やはり地球温暖化に関連すると、やはり化石燃料等についてはですね、やはり外部の資本によって松田町の燃料費が当然流れていってしまうと。そういったものを食いとめるためにも、再生可能エネルギーの実現というのは一つの方策ではないかというふうな話も出ておりました。また、あわせて化石燃料をしない

自然由来のエネルギー源を使うことによってですね、松田町の自然環境が守られていこうというふうな観点からですね、こういった条例が形成されていったというふうに理解しております。以上です。

10番 齋藤 地球温暖化の問題というのは、今かなりいろんなところで検討されている課題だと思います。この辺の条例がですね、近隣にあるのか、ちょっと調べましたところですね、小田原市に小田原市再生可能エネルギー利用等の促進に関する条例が平成26年4月1日に施行されていますね。これ、何でつくられたのかと、ちょっとその辺をよく読んでみますと、東日本大震災が契機になったということで、平成23年12月に協議会を立ち上げています。ですので、できるまで約3年近くかかっています。

あともう一つ近隣では、大磯町に大磯町省エネルギー及び再生エネルギー利用の推進に関する条例というのが平成27年4月1日に施行されています。これのつくられた原因というのは、やっぱり福島第一原子力発電所の事故後、これが平成23年12月の陳情から始まっております。それで、24年4月に町民の負託を受けている議員提案によってこの議案が出されております。国への意見書等も出して、平成25年12月に陳情の制定を採択しております。この間、やはり3年以上かかっていると。それだけのその地域への、地域住民との対話とか、協議会をつくって、地元企業、行政が一丸となってこのエネルギーの再生化をどうしようとか、その辺を協議しているというのが3年以上出ているのが現状です。

この辺を踏まえますとですね、当町では、再生エネルギーに関しての住民へのある程度十分な説明がされているということでこの辺の条例を出されてきたのか。この辺の町民がもう再生エネルギーをしなきゃとかという、その辺の土壌がもう十分に形成されたんだという判断のもとでこれを出されたのか、その辺をお聞きします。

環境上下水道課長 お答えします。いわゆる町としてのですね、再生可能エネルギーとしてのいわゆる町としての取り組みというふうな部分の中ではですね、確かに住民の皆様方にですね、公表とか、やってきたかという、必ずしもそうではなかったというふうなところが環境担当課長としては少し反省すべき点であるかなと思

います。

ただ、この条例の中でですね、先ほど御説明しましたとおり、エネルギーに対する利用の方針のですね、この条例を制定後にですね、定めていく必要…つもりでおります。それはですね、条例の規定ではあるんですが、もしその方針が定められればですね、今後の私どもの松田町に対するエネルギー政策の本当の指針というふうなものになってきます。そんなものをですね、そういったものを定めながら皆様ですね、御理解をいただきつつですね、また条例のですね、成立後はですね、この条例制定の意味そのものもですね、積極的に周知することによってですね、皆様の御理解はさらに努めていきたいというふうに考えております。以上です。

10番 齋 藤 この提案の前にパブリックコメントをされたんですよね。それはどのぐらいの期間でやられたものなのか。

環境上下水道課長 10月の25日から11月の15日までというふうな期間で行っております。

10番 齋 藤 約1カ月間のパブリックコメントと、その、先ほど申したようにですね、他市町村でのまねしろというわけではございませんけれども、今、住民への理解を相当していかないと、協力な会社、協力してくれる企業さんとか住民の理解、いろんなものがとても必要になってくる問題だと。このことをやること自体はすごくいいことだと思うんですよ。ですので、前へ進むためにもですね、もう少し時間をかけた住民への説明、企業への参加とか、アンケートとか、そういったものやっつけていくべきかなとは思いますが、余りにもちょっと短い期間で物事を判断していく。それで、例えばその条例の中にこういうことを含んだほうがいいんじゃないのかとか、いろんなことが出てくると思うんですけれども、そういうことをもう少しされてからのほうがいいのかなんて感じてるところなんですけど、その辺はいかがでしょうか。

環境上下水道課長 その辺のお話につきましては、まさに松田町では再生可能エネルギーに対する利用ですとか、そういったところにつながってくると思いますので、今後利用の方針を策定するに当たっては、そういった、今、齋藤議員がお話しになったようなですね、十分なですね、皆様方への御意見の周知を得た上でですね、方針の策定等に臨みたいというふうに考えております。以上です。

10番 齋藤 これも、この条例も多分付託ということだと思いますので、付託してからこの辺もう少し委員会の方でもんでいただければと思いますので、お願いいたします。以上で終わります。

議 長 ほかにございますか。

12番 大館 ちょっとお伺いしますけども、この条例のですね、16条、17条でですね、規則で定めるところにより考慮するとか、その旨を公表する、規則で定めるところによるということを書いてありますけども、今、齋藤議員が言いましたように、この議案については産業厚生常任委員会に付託される案件ですので、その規則についてですね、参考資料として添付していただけるものだと思いますけど、その辺はどうなんでしょう。

環境上下水道課長 先ほどお話ししたとおり、資料としてつけさせていただきたいと思います。

12番 大館 わかりました。よろしくお願ひします。でも、この、これから委員会では質問をさせていただきますけれども、余りにも条例として抽象的過ぎる表現なのかなど。考慮するといったら、そのいろんな広い意味で何をどのように考慮するのかという、解釈がちょっと難しくなるのかなと思う。その旨を公表するって、公表した…公表するということは、ただ公表されるだけでして、その後、どういうふうになるのかというようなものをちょっと理解しがたい部分もあるので、またそれは委員会で質問をさせていただきますけれども、精査をしていただきたいなというふうに考えます。以上。

議 長 ほかにございますか。

6番 井上 何点かですね、お伺いをさせていただきます。基本的には、この9月、10月ですね、いろんな気候変動による災害という中を踏まえてですね、私は、このやはり再生可能エネルギーの利用を進めていくということにはですね、基本的にはそういった地球温暖化を防止するという観点からもですね、必要だというふうな立場からですね、町がここで再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例を定めたということだというふうに考えますが、内容の条例の中でですね、何点か不明な点がありますので、それをお伺いをしたいと思います。

まず1点目はですね、基本理念の第3条の第1項の中で、後段でですね、町民は、持続可能な方法により地域に由来する再生可能エネルギーを享受する権

利を有すると、以下、地域エネルギー享受権。これがですね、基本理念となつてこの条例全体が構成をされているというふうに理解しますが、ここのところがですね、意味がよくわかりません。これは、町民は再生可能エネルギーを利用する権利ということなのか。それをわざわざ条例で定めるのか。享受する権利というのは不明だと思います。

同じ条の中にですね、第2項で、町、町民、事業者は、再生可能エネルギーの利用等に際して相互に連携をするよう努めるものとするがありますが、後段の中で、町と事業者はさまざまな関連があるというふうに理解できますが、町民と事業者というのは、どういうふうな連携をして努めなきゃいけないのかという点が不明です。ちょっと条立てでですね、順次質問をさせていただきますので、まず第3条につきましては、その2点についてお伺いをいたします。

環境上下水道課長

先ほど申したとおりエネルギー、地域エネルギー享受権でございますが、（「もっと声を大きく」の声あり）はい。地域エネルギーの享受権でございますが、私どもの考え方としてはですね、いわゆる地域住民の方がですね、日々の暮らしの中で、いわゆる太陽光、あるいは河川の水力、あるいは森林資源などはですね、毎日の暮らしの中で恩恵を受けている資源であり、自然と地域の住民の方は一体不可分な関係にあるというふうなことに位置づけております。ですので、ここで生まれてくる地域の再生可能エネルギーのもとになる地域エネルギーはですね、主体的にですね、町民の方に使っていただきたいというふうな思いも込めまして、地域エネルギー享受権というものをですね、この条例の中で位置づけたというところでございます。

もう一つ、町民と事業者との関係でございますが、後ほど出てきます地域主導型の再生可能エネルギー事業についてはですね、町民もまたですね、再生可能エネルギーの事業者としてですね、事業を行っていただきたいというふうな思いもありますし、そのための条例整備もしておるところからですね、ただ、町民だけではですね、なかなか専門的な知見もない方なんかはなかなか難しいというふうな部分もございますので、そこは連携をしてですね、ぜひ主体的な再生可能エネルギーの推進に努めてもらいたいというふうな思いも込めまして連携という言葉を使わせていただいております。以上です。

6 番 井 上 今の件の再質問になりますが、町民はですね、それを権利だということではなく、これ、この条例自体はですね、啓発条例じゃないんですか。そういった利用があるというふうなことで、この第3条の第1項の中で享受する権利というふうにうたうとですね、町民から見てですね、町民に与えられたんだけど、じゃあこの権利はどうやって使うんですかと。例えば、家にソーラーパネルをつける権利があるというふうな理解なのか。それはでもそのそれぞれの町民の自主判断でですね、現在もソーラーパネルで発電なり売電なりを行っている家というのはいっぱいあると思うんですよ。そういったことを言っているのであればですね、それは権利ではないというふうに思いますし、あと第2項のほうは、後段にある地域主導型事業の計画をですね、町民と事業者が相互に連携するというんですけども、それにその第10条のほうの地域主導型事業計画に町民というのは連携していかなきゃいけないのかというところは、これはですね、事業者が、再生可能エネルギーによって利益を受ける事業者が認定を受けるためにつくる計画であると、そこに町民というのは、連携をするというのは具体的にどういうことを言うのか、再度お聞きします。

環境上下水道課長 例えのお話になるんですが、例といたしまして、町民のある方がですね、再生可能エネルギー事業をやりたいといった中でいろいろと動いていく中でですね、事業者さんとタイアップしてですね、そこでNPOなり地域での発電会社をつくるというようなことも当然考えられると思います。そういった中でいきますと、いわゆる、私どもはそこで規則のほうでは地域コミュニティの活性化というふうな言葉を使っているわけなんですけど、地域とつながりのあるですね、地域コミュニティにもつながりのある機関がですね、連携して、いわゆる再生可能エネルギー事業を行うというふうなことはですね、十分あり得るというふうに理解しております。そういった際には、当然ここでございます連携というようなこともですね、考えられ…当然連携のもとにですね、事業を行うというふうな一つの考え方が成り立つのではないかとというふうに考えております。以上です。

6 番 井 上 町民の中でそういう事業をやる人のことを念頭にこの条例をつくるというのは、ちょっと違うのではないかなというふうに思います。先ほどもこの議案第

40号はですね、委員会付託ということですので、第3条につきましてはですね、再度委員会のほうでですね、慎重審議をしていただけたらなというふうに思います。

続きまして、第5条でですね、町民は主体的な再生可能エネルギーの利用等に努めるもの、努めると。この「努める」というのは、先ほどは、享受する権利があるという、それに対してですね、町民は利用等に努めるというのは、できれば使ってほしいという意味合いなのか。ただ、この第5条の冒頭は、町民の役割というふうに書いてあります。町民はもう全て再生可能エネルギーを使わなければいけないものなのかというふうに理解をされるおそれもあります。その内容がいかなものかと、どういうものかということをお伺いをしたいと思います。

あとですね、もう1点ですね、第11条にですね、地域主導型事業の用に供される時は、当該普通財産を無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができるというですね、これは、先ほどの町民なり再生可能エネルギー事業者なりが、そういった事業を立ち上げる時に、町がですね、その普通財産を貸し付けることができると、無償または低価格で貸し付けることができるという条項だと思いますが、企業というのは、基本的にはですね、そういった固定資産については、自己で借りるなり自分で取得するなりをしてですね、営業利益の努力をするというのが基本ではないかなというふうに思います。なぜこういったところで、あと期間的にですね、どの程度貸し付けることができるのか、それも不明ですけども、短期間であればですね、その立ち上げのときには、財産を無償で貸し付けることができ、何年か後にはですね、それは基本的には有償なり、また、ほかの金額的なものの契約ということであれば理解ができますが、これですとですね、その立ち上げたときには無償で、そういう固定資産税、土地を利用でき、長い将来にわたって町が無償で貸し付けなければいけないと、その会社がどれだけ利益を上げてても貸し付けなければいけないということも想定、この条項からは想定できるわけですね。それについてはいかがかということで、第5条と第11条についてよろしく願いいたします。

環境上下水道課長

お答えいたします。第5条につきましては、当初はですね、非常に強い表現

になっておりました。いわゆる協力、町が実施する措置に対して協力をしなければならぬということですね、要はいわゆる義務づけのようなですね、内容になっていたところでございます。ただ、やはり先ほど申したとおり、連携とかというような自治基本条例の理念とかを踏まえた上ではですね、いわゆる主体的な利用に努めるものというふうなことで、そのような方向でしていただくことをですね、原則や方針として利用をしていただきたいというふうなことですね、一つのある意味義務という言葉を使うのはどうかはあれですけど、努力義務というかですね、このような方針に沿ってやっていってくださいよというかですね、そういうふうな条項に変えているというところでございます。

それと、第11条の主導型のいわゆる特例の部分でございますが、一応条例ではですね、貸し付けることができるというふうな条文になっております。これはじゃあ一体どこまで、いつまでというふうなところの中はですね、今のところまだ今後ですね、検討する余地はあるのかなというふうなところでございますので、今後、あるいは規則というか、運用基準とかを定めた中でですね、その辺はどうしていくのかというのを検討していきたいというふうに考えています。以上です。

6 番 井 上 　ただ、もうこの上位法ですね、条例でこう規定してあれば、一旦借り受けなり貸し付けなり、低価格で契約…契約ですかね、した事業者としては、もうそれが担保になっちゃうんじゃないですか。後からつくとってもですね、今ここでこの条例を改正なり、ここの中に例えば使用年限等については、規則で、規則委任をするというふうな条項がないとですね、やはりこういう土地の賃貸借というのは、今の説明があったようにですね、1回借りちゃえば、その、かなり権利というのは強いものになるというふうに私は思っています。それをどういうふうに担保していくのかということですね、これあたりの論議もですね、委員会付託のほうに任せてですね、またお聞きをしたいと思います。

その関連でですね、あと10条には、その地域主導型の事業計画を作成をするということですが、これは、例えば今のその11条の普通財産を無償または時価よりも低い価格で貸し付けすることができるということを前提にですね、この地域主導事業計画を作成するのか。それとも、通常の一一般のですね、

土地の購入なり、一般、民間の土地の賃貸借をしてこういう地域主導型事業計画を作成しますということなのかですね。その中に、もうこの10条の認定の申請等の中に、先ほどの普通財産の無償貸与、低価格の貸与というのが前提になって、この地域主導型事業計画は作成することができるのか、その判断をお伺いをいたします。

環境上下水道課長 規則のほうにですね、いわゆる定めるべきですね、申請の内容が1号から5号まで出てございます。

6 番 井 上 ちょっと待ってね。参考資料はついてないの。

環境上下水道課長 はい、ですので、御説明します。いわゆる認定要件を示す根拠がですね、第11条の認定の申請の中でですね、出てくる手はずになっているところがございます。それが公共の貸し付けを前提にするのか、あるいは否かというのまでですね、また認定のですね、ケース・バイ・ケースによって異なるのではないかなというふうな理解をしているところがございます。以上です。

6 番 井 上 結構です。

議 長 ほかにございますか。

町 長 補足をさせてください。今、井上議員さん、産業厚生で付託になる案件ではありますけども、私が多分そこにいない可能性もあるので、ここでお話をさせていただきたいのと、メンバーが多分入れかわると思うので、お話しさせてください。

第5条のお話がありましたけども、努めるものということで、内容が変わりましたという内容の話だけで中身はなかったかなと思いますけども、ここに書かれているのは、利用等という言葉です。利用等の言葉は、ここに書かれている定義の中の第2条の第2項に書かれているように、再生可能エネルギーの利用、これは再生可能エネルギーの利用です。と、次の、並びにエネルギーの使用の節減、これは一般的な化石燃料も含めたエネルギーの節減、と、効果をはかるということに対して努めるものというふうにさせてもらってます。ですから、再生可能エネルギーのことばかりじゃなく、今使っているものも一緒に節減も含めて一緒にやっていきましょうよというか、努めてくださいよというようなことが書かれているのが第5条であります。

続いてですね、第11条につきまして御質問がありました。ここはですね、おっしゃるとおりの部分は、柔軟に対応できるかなというふうに思ってます。規則の内容等々も含めてですね。ただ、その後に説明がありましたが、10条がまず基本的には、こういう条立て的には先に優先だというふうに私も学んでおりますので、まずここで認定を受けた計画、受けた事業者が、次に11条という形になってこようかというふうに思います。

全体の感覚的にいけば、こういった事業者がですね、手を挙げていらっしゃるのであれば、我々としては、企業誘致の1つの考え方の中で土地を貸したり何かするときにはですね、廉価で貸すというようなこともあろうかというふうにも条例でありますので、それを適合できるように、先ほどちょっと話をした柔軟にというところは、この条例が全てが100%じゃなく、大磯町はですね、議会で提案をしてくれたということの中であるような意向もありますから、我々も皆さん方からの提案をいただきですね、建設的な意見の中でこういった条例を進めていけたらなというふうに考えております。

最後にですね、全体の話をさせていただきます。この条例につきましては、私が平成25年に当選をさせていただいたときにですね、から申し上げましてるのは、まずは寄地区の安心・安全なところの中の防災意識を高めるというようなことと、今回みたいに孤立が、一瞬、3時間ぐらいだったですけど、長くなったときに、そのエネルギーの代替エネルギーが本当になかった場合には本当に困るだろうということを念頭に、そこからずっと再生可能エネルギーのことについては訴えてきたつもりでいます。

やっぱり日がたてばたつほどですね、その再生可能エネルギーの中でいろいろ考えると、私が就任したときには、もう既に太陽光パネルだとかというのが補助金の要綱がありました。それをずっと突き詰めていくと、何のためにやったのかと、どういったためにやるのかといったことでなく、何となく時の流れ、時の話ということで、じゃあ太陽光パネルだろうということのような感じがしましたので、そういうことではなくて、先ほど来議員の皆さん方がこの条例はいいんじゃないかと言われるように、こういう条例をちゃんとした旗印として、松田町の姿勢として推進するというやり方もありますけども、やるとして今回

制定したいと。じゃ、その間何もやってなかったかというところではなくて、クールチョイス宣言をさせてもらいながら、少しずつ少しずつですけどもね、結構時間かかるなと私は思ってますけども、少しずつ認知度を上げていっているところでもございますので、今回がある意味そういったタイミングなのかなというふうに考えて、今回準備ができたので、皆さん方に上程させていただいているということを御理解いただきですね、とにかく町がつくったものだから、皆さん方がチェックするだけの機関ではなくて、町がつくったものを皆さんと一緒に作り上げていく条例にさせていただきたい。特にこういった条例については、将来に向かって、SDGsの考え方も当然ど真ん中に環境のことがありますし、その中でこの条文の一番のところの、目的の一番最後のところですね、約4行「私たちは」からありますけども、地域住民の生命と財産を守ると、そのためにもこの条例をですね、制定をさせていただきながら、昔からの先輩からいただいたこの自然環境を守ってまいりましょうというふうな条例にさせていただいてますので、今後ですね、委員会の中でも建設的な意見の中で一緒につくっていければというふうに思ってますので、単純に思いつきでやってるということではございませんので、それだけはつけ加えさせていただきます。以上です。

議 長 ほかにございますか。

1 番 唐 澤 少しずつ取り組まれてきたということなんですけれども、現在、町民の方々はどうぐらい、何%ぐらいの人がこの件を把握していて、賛成されていて、ぜひやりたいという声があるかということは、執行側のほうは把握されておりますでしょうか。

環境上下水道課長 この件に関してですね、例えば是非かということでアンケートとかですね、質問を設けて皆様方に聞いたというふうな事例はございませんでした。以上です。

1 番 唐 澤 であれば、今の現状でこの条例をすぐ出していきますと、結構、やはり強制的な印象が受けられる可能性もあるかと感じています。自然エネルギーを活用することでメリットももちろんありますが、デメリットなどもやはり説明されていく必要があると思うので、先ほど、私も第5条のところ結構気になった

点でした。今、執行側が、町民の方々がどのような状況かということが把握されていない段階でこれを進めると、結構事業者の方々とかが有利に働く可能性もやはりあると思うんですね。そのあたりも検討して、よく精査されていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

議 長 意見でよろしいですか。

1 番 唐 澤 はい。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

ただいま議題となっております松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例は、産業厚生常任委員会へ付託したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例は、産業厚生常任委員会へ付託の上、審査することに決定しました。産業厚生常任委員会で議案第40号松田町再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例の審査をよろしく願います。